

京都市告示第 471 号

京都市男女共同参画センター条例第 4 条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市男女共同参画センターを臨時に休館します。

令和 6 年 10 月 31 日

京都市長 松井孝治

1 臨時休館する期間

令和 7 年 1 月 21 日（火）～同年 1 月 24 日（金）

2 臨時休館する理由

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の工事のため。

（京都市文化市民局共生社会推進室）